

資料編

◇静岡市茶どころ日本一委員会

<委員> 任期：平成25年7月～平成27年6月 (敬称略)

区分	氏名	所属団体・役職等	備考
学識	伊藤文彦	静岡大学教育学部教授	委員長
産業 (生産)	青山吉和	静岡市農業協同組合代表理事組合長	
	柴田篤郎	清水農業協同組合代表理事組合長	
産業 (流通)	成岡揚蔵	静岡茶商工業協同組合理事長	
生活文化	森内真澄	日本茶インストラクター・茶生産者	
	花島弓	学習ボランティア	
都市交流	小野寺郷子	まちづくりアドバイザー しずおかNPO市民会議代表	
	桜井俊秀	マーケティング (株)富士フォーチュン	
公募	杉山八千代		
	太田良真己子		



◇静岡市お茶のまちづくり推進協議会

＜委員＞ 平成25年7月～平成27年7月 (敬称略)

区分	氏名	所属団体等	備考
産業	湯本倫弘	静岡市農業協同組合	
	渡邊政志	清水農業協同組合	
	白形和之	静岡茶商工業協同組合 静岡茶業青年団	
	杉山順一	清水茶のれん会	
	飯田一晴	静岡商工会議所	
	和田裕巳	日本茶インストラクター協会静岡市支部	
生活文化	杉本静夫	静岡市菓子組合	
	戸塚裕一	清水菓子組合	
	望月昭伸	静岡市洋菓子協会	
	西川博	公益財団法人 世界緑茶協会	
	木村精治	都市計画アドバイザー	委員長
都市交流	繁田和美	VMDインストラクター／空間デザイナー	
	大塚郁美	静岡市ホテル旅館協同組合	
	安池弘明	公益財団法人静岡観光コンベンション協会	
	平野斗紀子	まちづくりアドバイザー	

＜アドバイザー＞

行政	古川信好	静岡県中部農林事務所	
	佐野真弘	静岡市農業政策課	



◇静岡市茶どころ日本一計画推進会議

<委員>平成26年度

(敬称略)

区分	氏名	所属・職名	備考
会長	山本 克也	副市長	
副会長	斎藤 誠	経済局長	
委員	三宅 衛	総務局長	
委員	加藤 正明	企画局長	
委員	河野 太郎	財政局長	
委員	安本 睦	生活文化局長	
委員	小林 正和	環境局長	
委員	松本 泰典	保健福祉局長	
委員	池谷 眞樹	子ども未来局長	
委員	上松 憲之	病院局長	
委員	松浦 和彦	都市局長	
委員	寺田 薫	建設局長	
委員	大場 知明	葵区長	
委員	海野 耕司	駿河区長	
委員	府川 佳弘	清水区長	
委員	大石 清仁	上下水道局次長	
委員	市川 善隆	教育委員会事務局教育次長	
委員	堀田 仁司	農業委員会事務局長	

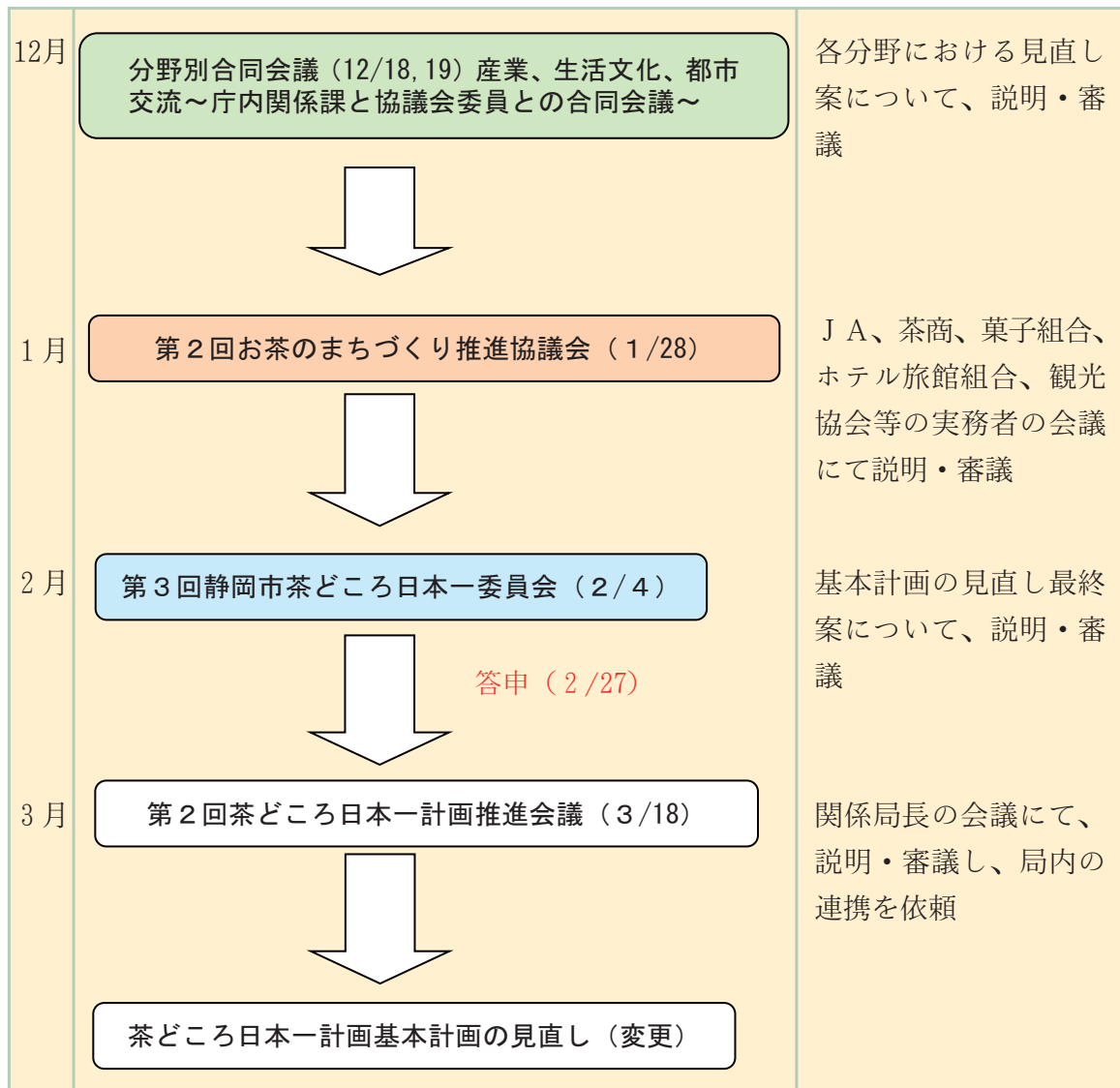


◇静岡市茶どころ日本一計画基本計画見直しの経過

平成26年度

月	茶どころ日本一計画に係る事項	備考
7月	第1回静岡市茶どころ日本一委員会 (7/2)	諮問 基本計画見直しの方針、目標指標の見直しについて説明・審議
	↓	
	第1回お茶のまちづくり推進協議会 (7/22)	J A、茶商、菓子組合、ホテル旅館組合、観光協会等の実務者の会議にて説明・審議
	↓	
	第1回茶どころ日本一計画推進会議 (7/31)	関係局長の会議にて、説明・審議し、局内の連携を依頼
8月	↓	
	第1回茶どころ日本一計画推進会議スタッフ部会 (8/7)	基本計画関係課担当者に説明・審議
9月	↓	
	分野別合同会議 (9/19) 産業、生活文化、都市交流～庁内関係課と協議会委員との合同会議～	各分野における見直し案について、説明・審議
	↓	
10月		意見を踏まえ事務局で基本計画見直し案作成
	第2回静岡市茶どころ日本一委員会 (10/9)	基本計画の見直し案について、説明・審議
11月	↓	
	静岡市茶どころ日本一計画基本計画見直し案パブリックコメントの実施 (11/4～12/4)	基本計画の見直し案について、市民に意見を聴取
	↓	





◇静岡市めざせ茶どころ日本一条例

平成20年12月12日

条例第160号

静岡市では、「養生の仙薬」といわれるお茶が鎌倉時代から栽培されてきた。市域の至る所に産地があり、静岡のお茶として全国的に有名な緑茶が生産されている。静岡市は、全国有数のお茶の集散地であり、茶業は、本市にとって重要な産業となっている。また、お茶に関する文化や伝統は、私たちの生活に深く浸透し、お茶は、私たちが豊かで健康的な生活を送る上で欠かせないものとなっている。

しかしながら、近年、生活様式や流通の変化により茶業の収益性及び集散地としての機能が低下し、静岡のお茶を取り巻く環境は、非常に厳しいものとなっている。

私たちは、先人たちが築き上げてきたお茶の伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育て次代に引き継ぐため、この危機的な状況に立ち向かわなければならない。そのためには、市、市民及び茶業者その他の事業者等が互いに連携し、静岡のお茶により、だれもが心いやされ、交流の輪を広げられるように、静岡のお茶の魅力を高めていくための施策を総合的かつ計画的に推進していかなければならない。

そこで、私たちは、静岡のお茶に関する産業の振興及び市民の豊かで健康的な生活の向上を図ることを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、静岡のお茶に関する伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育て次代に継承していくための基本理念並びに茶業者、市民及び市の役割を明らかにするとともに、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定め、もって静岡のお茶に関する産業の振興及び市民の豊かで健康的な生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 静岡のお茶 静岡市内において生産され、加工され、又は流通するお茶をいう。
- (2) 茶業 静岡のお茶の生産、加工又は流通に関する事業をいう。
- (3) 茶業者 茶業を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 静岡のお茶に関する伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育て次代に継承していくための基本理念は、次に定めるところとする。

- (1) 静岡のお茶は、その伝統及び文化が尊重されるとともに、新たな価値及び需



要が創造されることにより、常にその魅力が高められなければならない。

- (2) 茶業は、地域社会の活性化に貢献する持続的な産業として育成されなければならない。
- (3) 市内の茶産地の環境は、安全かつ良質なお茶を将来にわたり安定的に供給することができるように保全されなければならない。
- (4) 静岡のお茶に関する情報を広く発信するとともに、日本一の茶どころにふさわしいまちづくりを行うことによって、静岡のお茶を中心とした交流が促進されなければならない。

(茶業者の役割)

第4条 茶業者は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）の実現に向けて主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 茶業者は、基本理念に基づき、市が実施する静岡のお茶に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。
- 3 茶業者は、市、市民、茶業者以外の事業者、団体等との連携を図り、静岡のお茶に関する伝統及び文化の普及並びに新たな価値及び需要の創出に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、静岡のお茶の伝統及び文化に関する理解を深め、静岡のお茶により、健康で潤いのある暮らしを築くよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、基本理念に基づき、静岡のお茶に関する伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育て次代に継承していくための施策（以下「茶どころ日本一施策」という。）を実施しなければならない。

- 2 市は、茶どころ日本一施策の実施に当たっては、市民及び茶業者その他の事業者、団体等（以下「茶業者等」という。）の意見を聴くとともに、国及び静岡県の施策との密接な連携を図らなければならない。

(静岡市茶どころ日本一計画)

第7条 市長は、茶どころ日本一施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の総合計画との整合性を図りながら静岡市茶どころ日本一計画（以下「茶どころ日本一計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 茶どころ日本一計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 茶業の健全な経営の確立のための施策に関すること。
 - (2) 茶業の後継者の育成のための施策に関すること。
 - (3) 茶産地の環境の保全、水源のかん養その他日本一の茶どころにふさわしい自然環境の保全のための施策に関すること。
 - (4) 安全かつ良質なお茶の安定的な供給のための施策に関すること。
 - (5) 市民の暮らしの中で静岡のお茶を活用するための施策に関すること。
 - (6) 茶葉の新しい利用方法の考案のための施策に関すること。



- (7) 日本一の茶どころにふさわしいまち並みづくりに関すること。
- (8) 静岡のお茶に関する情報の発信に関すること。
- (9) 前各号までに掲げるもののほか、茶どころ日本一施策の推進に関すること。

3 市長は、茶どころ日本一計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、次条に規定する静岡市茶どころ日本一委員会に諮問するとともに、市民及び茶業者等の意見を聴かなければならない。

4 市長は、茶どころ日本一計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、市議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(静岡市茶どころ日本一委員会)

第8条 茶どころ日本一施策を円滑に推進するため、静岡市茶どころ日本一委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、茶どころ日本一施策の推進に関し必要な事項について調査審議するものとする。

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(お茶の日)

第9条 静岡のお茶に親しみ、静岡のお茶の伝統、文化、産業等について理解を深め、その魅力を国内外へ発信するため、お茶の日を設ける。

2 お茶の日は、委員会の意見を聴いて市長が定めるものとする。

3 市は、お茶の日の普及啓発に努めるものとする。

(行政上の措置)

第10条 市は、茶どころ日本一計画に基づき、市の施設及び市の主催する行事、学校教育その他の市の行う諸活動において静岡のお茶を活用するために必要な行政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 市長は、茶どころ日本一計画を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市議会への報告等)

第12条 市長は、毎年度、茶どころ日本一施策の実施の状況について市議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めがあるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。



◇「静岡市茶どころ日本一計画」で使用している言葉の説明

※1【GAP】

Good Agricultural Practiceの略。F A O（国連食糧農業機関）では「経済性、社会性、環境的な持続可能性に配慮した上で、安全で健康的な食品や農産物を生産するために、圃場と収穫後の工程で適用される一連の原則・指針である」としています。また農林水産省では「農業生産工程管理」と定義しています。簡単に言えば「良い農業のやり方」ということです。

※2【お茶育】（おちゃいく）

茶に関する様々な知識を学び、また、体験を通して思いやりの心を育むことをいいます。

※3【お茶ツーリズム】

茶に関係する場所を巡る、体験型観光・旅行。
茶畑のある農村、お茶屋さんのある市街地などを巡り、「茶と関係のある自然・文化・歴史・街なみ・人々の暮らしに触れる」「茶を味わう」「買い物を楽しむ」などを体験する余暇活動・観光・旅行をいいます。

※4【エコミュージアム】

地域の自然資源・史跡や文化財などを、現地でそのまま保存する"屋根のない博物館"をいいます。

※5【お茶ミュージアム】

お茶に関する様々な情報・資料を収集し展示する機能及び調査・研究を行う機能を有する施設を総称したものをいいます。



※6 【「戦略」「戦略的な取り組み」】

「戦略」(strategy)の語意は辞書によると「長期的・全体的展望に立った闘争の準備・計画・運用の方法。戦略の具体的遂行である戦術とは区分される」(大辞林)とあります。

「茶どころ日本一計画」では、多面にわたる関係施策をより効果的に実施するため、また「選択と集中」の視点から「戦略的に取り組む」ことを重視します。

※7 【Win Win】

「自分も勝ち、相手も勝つ。それぞれの当事者が欲しい結果を得る」という考え方。すべての関係において常に相互の利益を求める心と精神のことであり、お互いに満足できる合意や解決策を打ち出すこと。

※8 【ブランディング】

ブランドの価値を高めること。

※9 【再生産可能な仕組みづくり】

“再生産”＝商品の生産と流通・消費の過程が不断に繰り返されること。また、その過程(大辞林)。

※10 【社会実験】

新たな制度や技術などの施策を導入する際、場所と期間を限定して試行すること。その施策の有効性の検証や、問題の把握、本格導入をするか否かの判断材料とします。



=エピローグ=

そして100年後…



「世界中のだれもがあこがれるお茶のまち」は…

山々に美しい茶畑風景が広がり、畑を手伝う
人々が茶農家と共に笑顔で汗をぬぐっている

お茶が育む幸せ感を求め、山間地に二世帯、三世帯の暮らし
をはじめ家族が新たに生まれている

お茶農家、お茶屋さん、お茶を求める消費者が、茶畑で、まちで、
笑顔で語り合っている

日本の北から南から、世界の西から東から、お茶のある空間、
お茶を介した笑顔を求めて人々が訪れている

まちじゅうに五月の風が薫っている